

Q207. 残業代（割増賃金）算定の基礎賃金をどのように考えればいいのか教えて下さい。

労基法は、原則として全ての賃金を残業代（割増賃金）算定の基礎となる賃金とした上で、労基法 37 条 5 項及び労基則 21 条において、残業代（割増賃金）の基礎に算入しない賃金（除外賃金）を制限列挙するという態度を取っており、「(月給額－除外賃金)」が残業代（割増賃金）算定の基礎となる賃金となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎